

平成 30 年度 国内需要安定化事業
「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業
周遊トラベルノート作製業務
企画公募型コンペティション 応募要綱

平成 30 年 9 月
鹿児島県・沖縄県

平成 30 年度 国内需要安定化事業 「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業
周遊トラベルノート作製業務
企画公募型コンペティション
応募要綱

1. 趣旨

平成 25 年にユネスコの世界遺産候補地として選定されていた「奄美大島、徳之島、沖縄本島北部、西表島」の今夏の登録が延期となったため、今後は二年後の登録を見据え鹿児島県・沖縄県の両県一体となってプロモーションを行っていく。

自然資源の保全と持続的利用を考慮しつつ、鹿児島・沖縄県両県の連携を促進することによって、域外からの観光客の一層の誘致を行い、両地域の観光振興を促進する「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業を展開することを目的に「公募型コンペティション」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき、受託事業者を選定する。

なお、本業務は、鹿児島県が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「K.P.V.B」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）にそれぞれ委託して共同で取組む『平成 30 年度「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業』により実施するものとする。

2. 委託業務の概要

- (1) 事業名：国内需要安定化事業 「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業
周遊トラベルノート作製業務
- (2) 契約期間：契約締結日の日から平成 31 年 2 月 28 日(木)まで
- (3) 業務概要：別添『平成 30 年度 国内需要安定化事業 「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業 周遊トラベルノート作製業務」企画公募型コンペティション仕様書（以下「仕様書」という。）』参照
- (4) 委託予算規模：2,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

3. 連絡先

<鹿児島県における連絡先>

観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）

国内誘致部 担当：瀬戸口、日高

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館内

TEL：099-223-5771 FAX：099-225-7484

E-mail：k.setoguchi@kagoshima-kankou.com

<沖縄県における連絡先>

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 国内プロモーション課 担当：兼城、森田

4. 応募資格

(1) 企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

① 地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

② 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）。

③ 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

④ 沖縄県内又は鹿児島県内に本社、支社又は営業所を有すること。

⑤ 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

⑥ 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定しており、かつ当該幹事企業が④の条件を満たしていること。

⑦ 沖縄県又は鹿児島県より指名停止措置を受けていないこと。

(2) 応募にあたっては、以下に留意すること。

① 1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。

② 一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

5. 手続き及びスケジュール

応募者は、本社が所在する県の窓口へ必要書類を提出すること。ただし、沖縄県及び鹿児島県の両方に支店が所在する場合、窓口の選定は応募者の任意とする。

(1) 応募に係る資料の配布及び場所

配布期間：平成30年9月18日(火)から平成30年10月4日(木)12:00まで

配布場所：公式 Web サイトに資料掲載

< 鹿児島県 > 公益社団法人鹿児島県観光連盟

<http://www.kagoshima-kankou.com/news/>

< 沖縄県 > 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

<http://www.ocvb.or.jp/>（新着情報、公募）

(2) 応募説明会

申込期限：平成30年9月27日(木)17:00まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、FAX又はE-mailにて提出

申込先：「3. 連絡先」参照

詳細：

<鹿児島県>

日程：平成30年9月28日(金) 13:30～14:30 (受付13:15から)

会場：鹿児島県庁9階会議室（PR・観光戦略部観光課内）

住所：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

地図：<https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chosha.html>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加をお願いします。

<沖縄県>

日程：平成30年9月28日(金) 13:30～14:30 (受付13:15から)

会場：沖縄産業支援センター2階 203会議室

住所：沖縄県那覇市字小禄1831-1

地図：<http://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加をお願いします。

(3) 企画参加申込

申込期間：平成30年9月18日(火)から平成30年10月4日(木)12:00まで

申込方法：所定の様式(様式2)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申込先：「3.連絡先」参照

※申し込み後に辞退する場合は、参加辞退書(様式6)を提出すること

(4) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：平成30年10月9日(火) 12:00まで

質問は所定の様式(様式3)に記載の上E-mailでの受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

質問回答：全参加申込者へメールにて回答

(5) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める書類を郵送又は持参

提出先：「3.連絡先」参照

提出期限：平成30年10月17日(水) 12:00まで

(6) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日K.P.V.B及びOCVBより疑義照会を行うことがある。

(7) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(8) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、K.P.V.BとOCVBが作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、K.P.V.BとOCVBと契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、K.P.V.B と OCVB の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

- ①提出された企画提案書に対し審査会を行い、契約予定事業者を選定する。原則として、審査会は1次のみとし、書面審査とする。
- ②審査会の内容についての問合せには対応しない。下記日程については予定とし調整の過程で変更になる可能性がある。

【審査会】平成 30 年 10 月 23 日（火）

(2) 審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、企画提案における独自の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。

- ①世界遺産登録候補地（奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島）を周遊させる内容、また、行動喚起に繋がる内容となっているか。
- ②各候補地の旅行にあたり、旅行者が自発的に観光や入山する際の注意点を記入できる内容となっているか。
- ③情報接触者が手に取りやすく、また持ち運び可能なデザイン・サイズが提案されているか。
- ④企画提案の根拠及び実現性は明確か。
- ⑤実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか。
- ⑥見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

(3) 審査結果の通知

最終審査結果は、平成 30 年 10 月 26 日（金）までに通知するものとする。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとする。(1)～(4)については、会社名が記載されたものを各 8 部提出すること。但し、原本を 1 部他 7 部は原本をコピーしたものでよい。また、所定のアドレスへ PDF データでの提出も行うこと。(5)については、エクセルデータの提出とする。提出する書類は(1)～(4)の順で 1 セットとし 1 セットずつクリップ止めをすること。ホッチキス、カバー、パンチなどはしないこと。

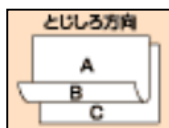
(1) 企画提案提出書（様式 4）・会社概要・類似案件の実績表（様式 4-1）

- ・コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要及び類似案件の実績表（様式 4-1）を提出すること。
- ・幹事会社以外の企業は、会社概要記載の欄に代表者印を押印すること。
- ・会社組織図・会社概要資料（パンフレット）等の添付は 1 部のみでよい。
- ・類似案件の実績は、過去 5 年以内に行われた全ての案件を示すこと。

(2) 企画提案概要書

- ・仕様書に基づき、企画提案書の内容を A4 版 1 枚にまとめ、提出すること。
 - ・サイズは、A4 横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は、横開きとし、明瞭簡潔に示すこと。
- (3) 企画提案書
- ・仕様書に基づき、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。
 - ・サイズは、A4 横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は、横開きとし、明瞭簡潔に示すこと。
 - ・両面印刷で 20 ページ以内に納めること。(表紙、目次、見積りを含まない)

※綴じ方例



- (4) 予算見積書
- ・委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について、所要経費を見積ること。
 - ・金額の単位は円。
 - ・合計金額には消費税（8%）を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については 1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。
 - ・企画費、人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。
- (5) 評点概要書（様式 5）
- 企画提案に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載し、「3. 連絡先」のメールアドレスあてにエクセルデータで提出する。
- 提出期限：平成 30 年 10 月 17 日（水） 12：00 まで**

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

以上

平成 30 年度 国内需要安定化事業
「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業
周遊トラベルノート作製業務
企画公募型コンペティション 仕様書

平成 30 年 9 月
鹿児島県・沖縄県

1 業務の目的

平成 25 年にユネスコの世界遺産候補地として選定されていた「奄美大島、徳之島、沖縄本島北部、西表島」の今夏の登録が延期となったため、今後は二年後の登録を見据え鹿児島県・沖縄県の両県一体となってプロモーションを行っていく。

自然資源の保全と持続的利用を考慮しつつ、鹿児島・沖縄両県の連携を促進することによって、域外からの観光客の一層の誘致を行い、両地域の観光振興を促進する「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業を展開することを目的に「公募型コンペティション」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき、受託事業者を選定する。

なお、本業務は、鹿児島県が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「K.P.V.B」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）にそれぞれ委託して共同で取り組む『平成 30 年度「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業』により実施するものとする。

2 業務の概要

本業務は、世界自然遺産登録候補地（奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島）の周遊促進を目的に、情報接触者自身が旅に必要な情報を書き込む事で行動喚起に繋げ、更に全エリア周遊することで完結するツールを作製する。

また、鹿児島県及び沖縄県が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けてプロモーションを行っていることを周知し、両県における更なる誘客促進に繋げ、同地域の保全環境の整備をしつつ、観光経済効果を引き出すことを目指す。

3 業務委託の内容

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 周遊トラベルノートの作製

既存の「奄美・琉球」パンフレットと併用し使用することを想定とする。※パンフレットについては説明会にて配布する。

※具体的な掲載内容については委託決定後 K.P.V.B、OCVB と協議の上決定する。

① 製本・紙質・装丁等は自由とするが、周遊する際に持ち運ぶものと想定し用途に適したデザイン及び体裁にすること。

② 台割

ア. ページ数

表紙・裏表紙含めて 32 ページ程度とする。

イ. 構成等

・奄美大島、徳之島、沖縄島北部（国頭村・東村・大宜味村）、西表島 4 地域それぞれのページを設け、周遊させる内容とする。

ウ. デザイン・イラスト

デザイン費・イラストの購入など、作製使用等に関する経費は全て受託に含むこと。

エ. Web サイト「時を紡ぐ、彩の島 奄美・琉球」への誘導

K.P.V.B、OCVB が管理する Web サイト「奄美・琉球」の誘導を促す情報を掲載すること。

<http://amamiryukyu.jp/>

③印刷製本

5,000部（2,500部を鹿児島県へ、2,500部を沖縄県へ納品すること。）

(2)パンフレット・周遊トラベルノート2種PDFをWebへ掲載

既存の「奄美・琉球」パンフレット、本業務で作製する周遊トラベルノートのダウンロード用PDFを「奄美・琉球」Webサイトへ掲載する。<http://amamiryukyu.jp/>

(3)委託業務全体を統括する担当者1名の配置

(4)業務完了報告書の作成（2部）

- ・個別の実施内容や事業効果とともに、業務全体の分析・報告を取りまとめること。
- ・業務にかかった費用内訳及びその支払を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書等根拠資料）を提出すること

(5)その他、業務実施にあたり鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVBと協議の上、業務遂行に必要なとされる業務。

4 企画提案内容

企画提案は以下の内容とすること。

(1)周遊トラベルノートの内容

世界自然遺産登録地域で自然を楽しむ為の方法や、注意点の記載の提案。

「旅行の際基本情報となる書き込みスペース（日程・航空便・予算・持ち物等）」と「世界自然遺産候補地へ入山する際の情報・書き込みスペース」を掲載内容とし、実際に地域へ訪れる意欲の向上と各島ならではの山の注意点・楽しみ方を掲載すること。（※観光情報は既存パンフレット「奄美・琉球」で展開している為、山に特化した楽しみ方とする。）

- ・世界自然遺産登録候補地周辺離島の周遊を誘導する内容も提案すること。
- ・デザインについて、シンプルなイラストを基調としたものを想定とするが、提案を妨げるものではない。

他、周遊トラベルノート作製に際し必要だと思われるツールのアイデアがあれば提案すること。

(2)プロジェクトスケジュールの設定

スケジュール設定にあたっては、平成31年1月10日に各県へ納品する想定とすること。

(3)企画実施体制

外部発注を行う際は、発注先が県内事業者か県外事業者かを明記すること

(4)事業完了報告方法

5 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は表1のとおりとする。

表1 成果物等一覧

項目	内容
素材データ	本業務で使用した全ての電子データ（K.P.V.B、OCVB各5部）（非圧縮） ①イラストレーターアウトライン前の加工可能なデータ

	②イラストレーターアウトライン前の加工後の加工可能なデータ ③イラストレーターアウトライン加工後の加工可能なデータ ③PDF データ（トンボ有・無 2 種類） ※トンボ無データは Web 掲載用となる為ファイルサイズに考慮すること。
成果物	本業務で作製する周遊トラベルノート（K.P.V.B、OCVB 各 5 部）
業務完了報告書	報告書製本版 1 部及びデータ（K.P.V.B、OCVB 各 1 部）
その他	業務実施にあたって制作した成果物 ※当該成果物の中間成果物含む

6 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

- ・受託事業の実施：平成 31 年 1 月 10 日（木）まで実施
- ・成果物及び業務完了報告書の提出：平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

7 瑕疵担保責任

K.P.V.B、OCVB への引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

8 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県及び OCVB 内での利用若しくは鹿児島県、K.P.V.B、沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 本業務にて作成する WEB 等に使用する、K.P.V.B、OCVB が著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合には、協議するものとする。

9 注意事項

- (1) 提案企画の中で K. P. V. B 又は OCVB が行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5) 掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて OCVB も校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上

【様式1】

提出期限:9月27日(木)17:00まで

FAX送信先:099-225-7484

公益社団法人鹿児島県観光連盟

国内誘致部

担当:

瀬戸口

行

□ 周遊トラベルノート作製業務

企画コンペティション説明会

参加申込書

日時: 平成30年9月28日(金)13:30~14:30 ※13:15受付開始
・周遊トラベルノート作製業務概要説明

場所: 鹿児島県庁9階会議室(PR・観光戦略部観光課内)

会社・団体名	
ご芳名	(フリガナ) _____
住所	〒 _____ _____ TEL: _____ FAX: _____

【お問い合わせ先】

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館内

公益社団法人鹿児島県観光連盟 国内誘致部 瀬戸口

TEL:099-223-5771 FAX:099-225-7484 Email:k.setoguchi@kagoshima-kankou.com

【様式2】

提出期限:10月4日(木)12:00(正午)まで

周遊トラベルノート作製業務企画提案参加申込書

表題に係る企画提出について、企画提案参加申込書を提出します。

平成 年 月 日

観光かごしま大キャンペーン推進協議会

会長 三反園 訓 殿

提出者: 会社名

住 所

代表者名:

印

【連絡担当者】

所属・職	
氏名	(フリガナ) _____
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

【共同企画体構成企業】※共同企業体の場合のみ記入

--

■提出先

鹿児島市名山町9-1 県産業会館内
公益社団法人鹿児島県観光連盟 国内誘致部

担当: 瀬戸口

E-mail:k.setoguchi@kagoshima-kankou.com

【様式3】

提出期限:10月9日(火)12:00(正午)まで

周遊トラベルノート作製業務応募に係る質問書

平成 年 月 日

企画提案応募について、下記の通り質問します。

質問者: 会社名

氏名

【質問内容】

※内容について、詳細を分かりやすく記入してください。

※質問1件に対して1枚の質問書をご提出ください。

※提案内容に関すると思われる質問については回答しません。

※後日、質問に対する回答を、メールにて公開します。

■提出先

公益社団法人鹿児島県観光連盟 国内誘致部

担当: 瀬戸口

E-mail:k.setoguchi@kagoshima-kankou.com

【様式4】

提出期限:10月17日(水)12:00まで

周遊トラベルノート作製業務企画提案提出書

平成 年 月 日

申込者:受付番号

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

T E L

F A X

1.【共同企業体構成企業】(※共同企業体の場合のみ記入)

--

2. 業務企画の担当者(業務の企画運営・実施における担当者)

責任者(職・氏名)	
担当者(職・氏名)	

※共同企業体で申し込みする場合は、企業名も仮名にて記載してください。また、責任者については、幹事企業から選出してください。

【様式4】

平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円

5.今年度実施案件

実施年月日	主催者名	受託事業名	内容	参加者数 (イベントのみ)	事業規模 (受託額)
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円
平成 年				人	万円

■提出先

公益社団法人鹿児島県観光連盟 国内誘致部

担当：瀬戸口

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 県産業会館内

E-mail:k.setoguchi@kagoshima-kankou.com

【様式5】

提出期限:10月17日(木) 12:00(正午)まで ※excelデータにて提出

H30年度 周遊トラベルノート作製業務
 評点概要書

評価項目		例	会社名:	
提案内容	世界遺産登録候補地(奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島)を周遊させる内容、また、行動喚起に繋がる内容となっているか。	※企画提案の根拠、実現性について簡潔にまとめる 参照P●～● 1.●●な層は●●への興味が強く●●や●●を活用したプロモーションが効果的 2.●●の仮承諾済み。		
	各候補地の旅行にあたり、旅行者が自発的に観光や入山する際の注意点を記入できる内容となっているか。	※具体的な提案内容を簡潔に記入。 参照P●～●		
	情報接触者が手に取りやすく、また持ち運び可能なデザイン・サイズが提案されているか。	※具体的な提案内容を記入。 参照P●		
	企画提案の根拠及び企画の実現性は明確か。	※具体的な実施内容を簡潔に記入。 参照P●～●		
実施体制	実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか。	企画書 P●参照		
見積額	見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。	総額(税込)	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	
		●●費	●, ●●●, ●●●円	

■提出先
 公益社団法人鹿児島県観光連盟 国内誘致部 担当:瀬戸口
 E-mail/k.setoguchi@kagoshima-kankou.com